入院時食事療養費

被保険者の方が入院したときは、診療や薬にかかる費用(療養の給付)に係る一部負担金とは別に、入院中の食事療養に係る費用のうち、1 食あたり下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時食事療養費」として負担します。

<入院時食事療養費の標準負担額(令和6年6月から)>

区分	負担額(1 食あたり)		
一般(住民税課税世帯) ※1 ※2	490 円		
70 歳未満で住民税非課税 70 歳以上で低所得 2 ※3			
過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	230 円		
過去 1 年間の入院期間が 90 日超	180 円		
70 歳以上で低所得 1 ※4	110円		

- ※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は 280 円となります。
- ※2 平成 28 年 4 月 1 日において 1 年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間 260 円となります(平成 28 年 4 月 1 日以後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む)。
- ※3 低所得 2:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方
- ※4 低所得 1:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を 80 万円とする)を差し引いたときに 0 円となる方

入院時生活療養費

療養病床(主として長期にわたり療養を必要とする方のための病床)に入院する 65 歳以上の被保険者の方には、生活療養(食事・居住費)にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時生活療養費」として負担します。

<入院時生活療養費の標準負担額(令和6年6月から)>

区分	負担額						
	医療の必要性が低 い方(医療区分 1)		医療の必要性が高い 方(医療区分 2・3)		指定難病患者		
	食費(1 食あたり)	居住費(1日あたり)	食費(1 食あたり)	居住費 (1日あた り)	食費(1 食あたり)	居住費 (1日あ たり)	
一般(住民税課税世帯)	490円 (450円) ※1	370円	490円 (450円) ※1	370円	280 円	0円	
70 歳未満で住民税非課税 70 歳以上で低所得 2 ※2							
過去1年間の入院期 間が90日以内	230 円	370 円	230 円	370 円	230 円	0円	
過去1年間の入院期 間が90日超	230 円	370 円	180 円	370 円	180 円	0円	
70 歳以上で低所得 1 ※3	140 円	370 円	110円	370 円	110円	0円	
境界層該当 ※4	110 円	0 円	110円	0 円	110円	0 円	

- ※1 いずれの金額になるかは入院する医療機関の施設基準により異なりますので医療機関に御確認ください。
- ※2 低所得 2:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方
- ※3 低所得 1:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を 80 万円とする)を差し引いたときに 0 円となる方
- ※4 境界層該当:65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について 1 食 110 円、1 日 0 円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方